

資料① あんジョイプラン10について

令和5年9月28日（木）

あんジョイプラン10（第1章から第7章）

第1章から第4章について

- ①令和5年7月27日（木）：策定委員会を開催
 - ・委員の方からの意見をいただきましたので修正しました。
- ②上位計画である、地域福祉計画と総合計画との整合性
 - ・それぞれの計画案からあんジョイプランに反映しました。
- ③国の方針・法律との関係
 - ・基本方針が発表されました。
 - ・認知症基本法が成立しました。
 - ・孤独・孤立対策推進法が成立しました。
- ④重点項目について
 - ・基本目標につき1つずつ重点施策を選択し、体系図の次項に説明文を掲載しました。
- ⑤8月に作業部会・幹事会を書面にて開催しました。
 - ・作業部会・幹事会委員の意見を反映しました。

＜あんジョイプラン10策定委員会での意見＞

- 1 「介護予防」と「フレイル予防」は、それぞれ「介護保険計画」と「高齢者福祉計画」に分類されるものであるから、一体的な記載をすると介護予防の成果とフレイル予防の成果がごっちゃになって、施策上どこにウエイトがかかっているのかよくわからなくなる。
→P31 当初フレイル予防は、基本目標1の1-2健康づくりの推進にあったが、安城市は、介護予防とフレイル予防を一体的に実施しているため、基本目標1の1-1介護予防と生活支援の充実に一緒に記載。
- 2 第4章の2-5「医療と介護連携の推進」だが、地域ケア推進会議で、入退所の情報共有のあり方について、意思疎通がなかなかうまくいっていないということで、昨年度に「入退院情報共有作業部会」を設けて、本年度末に情報提供のあり方をまとめた入退院の連携ガイドブックというのができる。そういうものを作っただけではだめなので、非常に重要な施策だと思うので、この計画の中にぜひ盛り込んでいただきたい。
→P46 施策内容の3つ目に追記
- 3 「介護人材の確保・離職防止」について。介護現場は既に非常に逼迫している。生成AI等の導入のガイドライン作りなどを現場の人たちと一緒に作っていった方がよく、生成AIが入ってくることと介護の人たちが疲弊して辞めていくのはもう時間の問題になっている。そういう認識をこのプラン10には入れておいた方がいいのではと考えている。
→P49 施策内容の3つ目に追記

<地域福祉計画との整合性>

1、地域福祉計画と言い回しを揃える

「**複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制を強化**」に変更

→第1章1P 下から3行目

→第3章32P 上から3行目

→第4章45P 施策の目的の2行目と施策内容の3行目

2、『地域共生社会』を記載

「**「地域共生社会」の実現**」を記載

→第1章1P 上から11行目

→第3章30P 基本理念の上から7行目

(変更前) 「自らの能力や経験を活かし、地域や近隣とのふれあいを深められるような活力ある地域社会」

(変更後) 「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会」

3、「**移動支援**」を記載

対象部分は、P41 住民主体の地域福祉活動の支援の施策内容の2つ目

P42 在宅生活の支援の施策内容の2つ目

＜総合計画（案）との整合性＞

基本理念に、目指す都市像を追加

→第3章30P 上から1行目

＜令和8年度の目標値について＞

第4章 数値目標を持っている個別事業について令和8年度の目標値を記載

※一部10月にならないと記載できない部分あり

＜認知症基本法について＞

認知症基本法は、2023年6月14日に国会で可決・成立しました。

この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を目的としています。

認知症施策の基本理念や責務、計画、施策などを定めています。

この法律は、2024年4月1日から施行される予定です。

→第4章44P 2-3認知症施策の推進 施策内容の2つ目に新規で記入

＜孤独・孤立対策推進法について＞

孤独・孤立対策推進法が2023年5月31日に成立しました。

地方自治体は官民協議会を設けることが努力義務とされており、地

域の実情に応じた対策を行うことが期待されています。

→第1章1P 1計画策定の背景と趣旨 下から2行目に追記

<重点施策を追加 計画案33・34P>

国が示す第9期計画の基本指針や、本計画の第2章でみてきたような本市の現状を踏まえ、高齢者のニーズに応えるための取り組みを具体的に明確化し、地域に求められる介護をするために、計画期間において特に注力して課題の解決にあたる取り組みを基本目標ごとに「重点施策」として位置づけます。

基本目標1 健康と生きがいづくり、介護予防の推進

重点 1-1 介護予防と生活支援の充実

基本目標2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

重点 2-4 介護者に対する支援

基本目標3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

重点 3-2 的確で質の高いサービスの提供

第5から第7章について

＜第5章 介護保険事業の運営＞

主な内容：介護保険料の算定

プラン9との変更点

- ・日常生活圏域の設定を第2章に移動
- ・介護サービスの概要から「現状と課題」「今後の方向性」を削除
- ・保険料算定の記載方法を変更
- ・人口推計は、住民基本台帳を利用したコーホート要因法で算出

＜第6章 施設整備計画＞

主な内容：施設整備

プラン9との変更点

内容に大きな変更は、ありません。

- ・デザイン変更
- ・現状と整備方針の変更

＜第7章 計画の推進＞

計画の推進体制

プラン9との変更点

内容に大きな変更は、ありません。